



重症児等とその家族に対する支援活動応援助成 第3回 応募要項

社会福祉法人 中央共同募金会

1. 趣 旨

医療的ケア児支援法が施行されてから3年目を迎え、保育所や学校等における看護師配置の整備がすすむなど、医療的ケア児の地域生活を支える制度面の環境が整いつつあります。

一方で、医療的ケアに対応できる専門的な人材や施設、支援サービスはまだ十分とは言えず、引き続き人材育成や支援サービスの開発が必要である。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、重症児等とその家族にとっては、サービスの利用や面会・付き添いに制限がかけられる時期が長引いたことから、子どもたちの社会体験や学習機会のさらなる拡充や、家族の介護負担の軽減等が求められています。

この助成事業は、こうした状況をふまえ、医療的ケア児、難病児、重度障がい児（若者も含む）と、その家族を支援する活動（事業）を、資金面から応援する目的で実施します。

2. 助成金額・規模

○1団体あたりの助成上限は500万円とします。

○助成総額は1億円を予定しています。

3. 助成対象団体

○非営利の活動（事業）展開を目的とする団体を対象とします（法人格の有無は問いません）。

○団体としての活動（事業）実績が1年以上あり、助成対象活動（事業）の実施体制が整っていることを要件とします。

○特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力および反社会的勢力と関わりがある団体は対象外です。

※反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

4. 助成対象活動（事業）期間

2024年4月～2025年3月

5. 助成対象活動（事業）

「重い病気に向き合う、または重度の障がいのある、または医療的ケアを必要とする、子ども・若者（以下、重症児等と記載）と、その家族（兄弟も含む）を支援することを目的とした以下の活動を対象とします。

①重症児等や家族の居場所（通所・宿泊含む）・遊び場・学習の場等を地域に開設または運営する活動

②重症児等や家族の孤立防止を目的とした活動

- ③重症児等の学習環境向上や社会体験の機会提供などを目的とする活動
- ④重症児等や家族のレスパイトを目的とした活動
- ⑤その他、重症児等や家族の支援のために必要と認められる活動

6. 助成対象経費

重症児等とその家族を支援する活動に必要な経費を対象とします（活動にかかる人件費、賃借料、備品購入費等も含む）。

- 人件費を支出する場合は、雇用契約があることを原則とします。また人件費や謝金を支出する場合は、完了報告時に、人件費・謝金の算定基準を記載した団体の規程、人件費・謝金対象者の活動日・時間・活動内容がわかる日報、その支出を証明する証憑などを提出いただきます。
- ボランティアに係る支出は実費弁償のみ（交通費（概算ではなく実費精算）など）とし、ボランティアの人件費・謝金は助成対象外といたします。
- 助成決定した助成対象経費の費目以外の支出は認めません。応募時点で助成事業実施に必要な費目を検討、記載してください。
- 以下の項目は助成対象外とします。また、審査の際、以下の項目にあたると応募書から判断された場合は対象外となる場合があります。
 - ・ 公的支援制度の対象となっている事業であり、公的な財源の充当が見込まれるもの
 - ・ 他の団体からの助成による財源の充当が見込まれるもの
 - ただし経費の明確な区分が行われることを条件に、公的な補助や他の団体の助成を受けていても助成対象とする場合もあります。
 - ・ 当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
 - ・ 費用の積算内訳が読み取れないもの
 - ・ ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険料は助成対象経費です）
 - ・ 団体および団体役員が所有する拠点、物、設備等の賃借料
 - ・ 団体役員が代表である企業等へ委託・発注したものの費用
 - ・ 応募事業に関わるもの以外の団体の活動費用や管理的経費
 - ・ 助成決定した助成対象期間外の事業
 - ・ 活動に関する経費・活動の大部分を外部委託する場合の業務委託費

7. 助成応募方法

応募締切日までに、下記サイト経由で web 応募フォーム「e 応募」（以下「e 応募」と言う）にアクセスし、必要事項を記入の上、「e 応募」から以下の A～J の書類をアップロードして送信してください。（郵送による応募は受け付けません）

【「e 応募」記載サイト URL】

<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-problem-solving/35703/>

応募締切日 2024年4月1日（月）必着

- はじめて「e 応募」から応募する場合は事前の団体登録が必要です。下記 URL より「e 応募」へアクセスし、「新規登録はこちら」より登録してください。団体登録には、下記の書類をアップロードしていただきます。

登録に不備がある場合、応募締切日の当日は対応が出来かねる場合がございますので登録は早めに済ませてください。

・「e 応募」団体登録・ログイン画面 <https://hanett.akaihane.or.jp/josei/login>

<提出書類> ※各書類データのファイル名を A～J で始まる名前にしてください。

○ 団体登録時にアップロードして提出するもの

- A) 団体の定款、会則、規約のいずれか
- B) 団体の役員名簿

○ 団体登録後、応募画面にアップロードするもの

- C) 応募書① (Word、本会ホームページから様式をダウンロードして記入すること)
- D) 応募書② (Excel、本会ホームページから様式をダウンロードして記入すること)
- E) 2022 年度の事業報告書 (Word、Excel、PDF)
- F) 2022 年度の決算書 (Word、Excel、PDF)
- G) 直近の事業計画書 (Word、Excel、PDF)
- H) 直近の予算書 (Word、Excel、PDF)
- I) 実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料 (チラシ、HP など)
- J) 助成金振込口座通帳の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義 (カナ) がわかる部分の画像

※概ね 30 分間、入力画面を開いたままにするとタイムアウトにより登録できなくなりますのでご注意ください。入力内容は事前にご確認ください。

※C・D の PDF ファイルによる応募は不可とします。

※「e 応募」でアップロードできるファイルの容量は 1 ファイルあたり 5MB までです。

8. 審査及び助成決定

本会が設置する「審査委員会」により、「応募書および添付資料」から以下の審査基準をもとに審査の上、助成先を決定します。

<審査基準>

- 活動（事業）の目的および内容が、本助成が対象としているものに合致しているか
- 応募活動（事業）の活動実績、実施体制および団体のガバナンス（組織決定の方法等）が、活動（事業）の目的達成に向けて適切か
- 支援対象者のニーズを的確にとらえ確実に効果的に支援が届く活動（事業）であるか
- 費用が適切に積算されているか
- 助成期間終了後の事業継続に向けた計画が適切か

なお、審査にあたり、必要に応じてヒアリングで詳細を直接お聞きすることがあります。
また、助成決定にあたり、応募額より減額して助成金額を決定する場合があります。
助成決定先は 2024 年 5 月下旬～6 月上旬までに中央共同募金会のホームページで公表するとともに、応募団体全てに審査結果を郵送等により通知します。

9. 助成金の送金について

助成決定後、原則として、応募時に登録された金融機関の口座に助成決定額の 2/3 の金額を送金します（2024 年 6 月中旬～下旬を予定）。事業完了後 1 か月以内に本会指定の様式により完了報告書を提出いただき、確認のうえ、最終精算送金を行います。

なお、助成金の精算時に必要な証憑書類等の確認ができず、助成金対象経費として認められる費用が助成決定額に満たない場合は、最終精算送金額の減額や、助成決定後に送金済の助成金の一部またはすべての返還を求めることがあります。

10. 助成決定後のお願い

①成果の発信

本助成は、「赤い羽根 ポスト・コロナ（新型コロナウイルス）社会に向けた福祉活動応援キャンペーン」にお寄せいただいた個人・企業等の皆様からの寄付金によって行われるものです。つきましては、本助成による活動状況や成果を、貴団体のホームページ、SNS 等により発信してください。

また、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には、本助成（赤い羽根 第3回「重症児等とその家族に対する支援活動応援助成」）による事業であることを必ず表示してください。表示が確認できない場合、助成決定を取り消す場合があります。

②事業報告、決算報告書の提出

助成事業終了後 1 か月以内に完了報告書、収支報告書を提出してください。報告様式、及び証憑等の提出方法については別途ご案内します。

11. 都道府県共同募金会への情報提供について

共同募金会では、各都道府県でも地域福祉活動に関する助成を実施しています。本助成に応募いただいた内容について、各都道府県共同募金会と共有させていただく場合があること、また各都道府県共同募金会から助成金等の連絡を受ける場合があることをご了承ください。

【問い合わせ先】

社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 5 階

電話 03-3581-3846 FAX 03-3581-5755

E-mail m-kodomo@c.akaihane.or.jp

一部在宅勤務体制をとっているため、できるだけ問い合わせは Email でお願いします。

【応募先】

「e 応募」記載サイト URL

<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-problem-solving/35703/>